

# 京都体操協会 規約

## 第1条 名称

本会は、京都体操協会と称する。  
(事務局は庶務担当理事の所におく)  
庶務担当は平安女学院中学・高等学校内とする。  
〒602-8013 京都市上京区烏丸通下立売西入

## 第2条 目的・組織

本会は、体操を愛好する個人または団体をもって組織し、体操の普及発展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

## 第3条 事業

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- ① 各種競技会の開催。
- ② 体操に関する研修会、講習会、練習会の開催。
- ③ 体操演技会の開催。
- ④ 体操普及のための事業。
- ⑤ その他、目的達成のための事業。

## 第4条 役員

本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名 (2001.3 改正)
理事	若干名
監査	2名

## 第5条 名誉会長・顧問・参与

本会に、名誉会長・顧問・参与 (いずれも若干名) をおくことができる。 (1998.3 改正)

## 第6条 役員の仕事

会長は、本会を代表し会務を掌握する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。  
理事長は、理事会を統括する。  
副理事長は理事長を補佐する。  
理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。  
監査は、本会の会計を監査する。

## 第7条 役員を選出

会長・副会長・理事・監査は総会で選出する。  
理事長・副理事長は理事の互選とする。  
(但し、各種加盟団体より1名の理事を派遣することができる。)  
(1995.3 改正)

## 第8条 役員の任期

役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

## 第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

- ① 総務部（庶務・会計・登録・広報）
- ② 技術強化部
- ③ 審判部
- ④ 競技部
- ⑤ 事業部
- ⑥ 普及部

それぞれの部に部長・副部長を1名、部員若干名をおく。

（但し、部により若干名おくこともある。）

いずれも理事会で選出し、会長が委嘱する。各部はそれぞれに属する業務を行う。

## 第10条 会議

本会に、次の会議を設ける。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会（2001.3 改正）
- ④ 部会

## 第11条 会議の成立

① 総会は、年1回として会員全員で構成し、本会の重要事項を審議する

② 理事会は定例に行い、理事の過半数で成立する。なお、必要に応じて会長が召集することができる。

理事会は協会業務の執行機関とする。（2001.3 改正）

③ 部会は、必要に応じて部長が招集し、主として各部の連絡・調整・運営をはかる。

④ 常任理事会を毎月定例に行い、主として各部との連絡調整をはかる。なお、必要に応じて会長が召集することができる

（2001.3 改正）

## 第12条 会計

本会の会計は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入で補う。

会計年度は、1月1日より12月31日迄とする。

（1993.3 改正）

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

（2012.3 改正）

# 附 則

- 1, 本会の会費は、年間個人2000円、団体10000円とする。  
(1995・03改正)
- 2, 本会は、(公財)日本体操協会の組織団体として評議員1名、技術委員男女各1名を送る。
- 3, 本会は、近畿体操協会の組織団体として、常任理事・理事各1名を送る。
- 4, 本会は、(公財)京都府体育協会の加盟団体として評議員を1名送る
- 5, 本規約は、昭和56年4月1日(1981.04)から執行する。  
1986.03.15 改正  
1995.03.11 改正  
1997.03.08 改正  
1998.03.09 改正  
2001.03.11 改正  
2012.03.20 改正  
2013.03.20 改正

# 補 則

## 第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

- ① 総務部（庶務・会計・登録を含む。）  
事務局は各種会議の運営、各種連絡・調整、役員審判依頼文章発送各種文書の依頼発送、各種文書付・保存・提出等を行う。  
会計は年間予算・決算、各種大会・イベント終了時の理事会・常任理事会でその度々報告を行う  
登録は日本体操協会（役員・選手登録）  
京都体操協会会員登録及び名簿の作成  
広報はマスメディア関係の対応及び協会のHPの作成書き込み
- ② 技術強化部  
ヘッドコーチ・技術指定コーチ  
国体強化練習会・国体強化合宿の計画と実行に伴う  
国体強化の企画・運営・決算等を理事会、部長会でその都度行う  
国体選手・国体強化選手・国体監督の原案を作成し、部長会及び理事会で承認を受ける。  
ジュニア強化担当者はジュニア部門の合同練習会・合同合宿の企画・運営を行い、理事会、常任理事会の承認を受ける。  
講習会（選手、指導者）
- ③ 審判部  
各種競技会の審判員の確認・依頼を総務部と確認して行う。  
審判研修会・審判認定講習会の企画・運営・予算決算等を理事会、常任理事会で承認を受ける。  
審判登録（審判員登録・名簿作成）  
講習会を選手、指導者に向けて行う。  
（採点規則・難度・特別要求など）
- ④ 競技部（体操競技・新体操）  
各種競技会の要項作成  
参加申し込みの受付  
プログラムの作成  
競技会の運営  
練習時程、進行、表彰、開閉会式、セット・カット、補助員の配置等 競技記録の整理、保存  
大会競技用品の消耗の確認と補充確保
- ⑤ 事業部  
年間事業計画作成、会場確保  
演技会や競技会の招致  
運営資金確保のための事業  
協賛企業、広告などの確保
- ⑥ 普及部  
京都少年体操学校の運営及び広報  
京都ジュニアクラブ間の連絡調整及び大会開催など  
京都体操祭の開催運営に関すること  
中体連、高体連、京都府学連との連絡調整  
各種研修会、講習会（選手・指導者）  
上記の企画、運営、予算決算を理事会・常任理事会で報告及び承認を受ける。